

別表(第3条関係)

学区外就学及び区域外就学の許可基準

理由	許可基準	必要書類等
身体的理由	1 心身の障害や疾患、長期通院等の理由で、指定学校への就学が困難な場合	・医師の診断書
	2 特別支援学級を有する学校や院内学級に入級の場合	・教育支援委員会の意見
住居的理由	1 市内転居が確定されている場合で、入学時から転居予定地の学区等への学校に就学希望する場合 2 増改築等で、一時的に別の学区へ転居する場合 3 転居による指定学校が変更になるとき、前籍校の就学を卒業、進級するまで希望する場合	・転居が確実であることを証明できる書類(建築確認申請書類等)
家庭的理由	1 保護者の勤務等の都合で、帰宅後の保護監督が困難で、親族等が預かる場合(自営業の場合は、店舗等) 2 中学校でも小学校からの継続で、親族等に保護監督してもらう場合	・勤務証明書 ・児童生徒預かり証明書
	3 兄弟姉妹が指定学校変更を許可されている場合	
地理的理由	遠距離通学等、通学区域で地理的条件に何らかの事情があると認められる場合	
教育的理由	1 いじめ不登校その他特別な事情により教育的配慮を要する場合	
	2 中学校に部活動がなく、かつ、小学校から取り組んできた部活動、社会教育活動で継続してきた実績がある場合	・本人及び保護者と面接 ・所属団体からの在籍証明書
	3 指定学校の変更を許可された児童が、中学校入学の際、在学する小学校区の中学校入学を希望する場合	
その他	1 その他特別な事情があり、学区外就学が適当と認められる場合 2 一時的な住所不安定(住民登録ができない場合)	・特別な事情を証明する書類

※学区外でも学童の利用は可能